

隱岐圏域（島前）
水害・土砂災害に関する
減災に向けた地域の取組方針（案）

令和元年 6月 日 策定
隠岐圏域（島前）

水害・土砂災害に関する減災対策協議会

〔 海士町、西ノ島町、知夫村、
気象庁松江地方気象台、島根県隠岐支庁 〕

目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 減災のための目標
4. 概ね5年で実施する取組
5. フォローアップ[¶]

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生する事態となりました。

また、平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道や東北地方の中小河川で甚大な被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では、要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。

こうした背景から、社会資本整備審議会において平成27年12月に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」として、河川管理者と市町村長等による減災対策協議会の設置の促進等が答申されました。

その後、平成29年6月には水防法の改正により大規模氾濫減災対策協議会制度が創設され、さらに、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため土砂災害防止法についても改正されたところです。

平成30年7月広島県、愛媛県を中心に広域にわたり多数の土砂災害が発生しました。今回の災害では、土砂災害警戒区域等の指定等による周知や土砂災害警戒情報等を受けた避難勧告等が概ねなされているにもかかわらず、多数の犠牲者が発生しました。

このことを重大に受けとめ、国において、「実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会」が設置され今回の災害の被害実態の検証、今後の対策のあり方について検討が進められています。

過去隠岐諸島においても幾度も豪雨災害に見舞われ、昭和52年8月豪雨では、西ノ島町で観測史上最大の降水量を記録し、海士町、知夫村で犠牲者が発生しました。さらに、平成19年8月豪雨災害では、西ノ島町でこの観測記録を上まわる大雨となり、人的な被害はなかったものの、河川や渓流で浸水被害や土砂災害により甚大な被害が発生した経験があります。

こうした状況を踏まえ、国・県・町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、計画的に推進する「隠岐圏域（島前）水害・土砂災害に関する減災対策協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

さらに、本協議会では、隠岐圏域（島前）の氾濫や土砂流出等の特性を踏まえた洪水被害、土砂災害に対する減災対策について各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を取りまとめてることとしました。

今後は、毎年出水期前に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととします。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりです。

構成機関	構成員
海士町	町長
西ノ島町	町長
知夫村	村長
気象庁	松江地方気象台長
島根県	総務部隠岐支庁長
島根県	総務部隠岐支庁県土整備局長
オブザーバー	
島根県 総務部 隠岐支庁県民局	
島根県 防災部 防災危機管理課	
島根県 土木部 河川課	
島根県 土木部 砂防課	
国土交通省 中国地方整備局 河川部	
その他有識者	

3. 減災のための目標

本協議会で概ね5年（令和5年度まで）で達成すべき目標は以下のとおりとします。

【5年間で達成すべき目標】

河川等の浸水被害・土砂災害に対し、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、「地域社会機能の継続性を確保すること」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施します。

1. 水害・土砂災害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現
2. 要配慮者利用施設における確実な避難
3. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

4. 概ね5年間で実施する取組

河川氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりです。

1. 水害・土砂災害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
1	※土砂災害特別警戒区域の調査・周知及び指定	圏域	調査・周知 令和元年度末までに実施 指定 令和2年度末までに実施	島根県
2	※土砂災害ハザードマップの改良・周知 ・土砂災害(特別)警戒区域に基づく土砂災害ハザードマップの改良・周知 ・マップの改良にあたって、島前3島での情報交換・連携を図る	圏域	令和3年度末までに実施	海士町
			令和3年度末までに実施	西ノ島町
			令和3年度末までに実施	知夫村
3	※避難勧告等の発令に着目した土砂災害情報伝達体制の確立 ・土砂災害対応タイムラインの作成 ・情報伝達演習等を通じ、改善を進めながら定着を図る	圏域	タイムライン作成 令和元年度末までに実施 定着 継続実施	協議会全体
4	※浸水害、土砂災害の危険度について島根県・気象台からの情報提供 ・ホットラインの定着	圏域	令和元年度から継続実施	協議会全体

5	<p>※避難判断を的確に行うための水防・土砂災害危険度情報等提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期水防情報システム・土砂災害予警報システムの開発により水防情報・土砂災害危険度情報等の迅速な伝達、県民向け情報提供の充実等を図る ・防災気象情報の改善を図り、危険度やその切迫度を分かりやすく提供 	圏域	次期水防情報システム 令和元年度から運用	島根県
			次期土砂災害予警報システム 令和2年度から運用開始	防災気象情報 継続実施
6	<p>※出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座により水防情報・土砂災害警戒情報の入手、活用方法等について周知 ・出前講座においては、島前3島での合同開催を検討する ・広報紙を活用した情報発信 	圏域	毎年継続実施	協議会全体

2. 要配慮者利用施設における確実な避難

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
7	<p>※要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成支援(土砂災害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者向けの説明会を開催 ・モデル施設で作成する避難確保計画を協議会の場で共有 	圏域	令和元年度から継続実施	協議会全体

3. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関
8	※堆積土砂の撤去等による河川氾濫・ 浸水害を未然に防ぐ対策 ・通水を阻害する堆積土砂・立木の撤 去について優先箇所を定めて順次実 施	圏域	毎年継続実施	島根県 海士町 西ノ島町 知夫村
9	※土砂・流木対策の推進 ・土砂や流木の流出による被害の危険 性が高い渓流において土砂・流木の 捕捉効果の高い施設整備を推進	圏域	毎年継続実施	島根県

5. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととします。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行います。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととします。